

文書整理番号	JEC 328
制定日	2007年6月1日
改訂日	2020年4月1日
制定・改訂者	システム管理者
承認者	製品認証部長

レビュー者	レビュー日
システム管理者	2017年9月5日
システム管理者	2018年9月6日
システム管理者	2019年8月29日

## J A B 認定シンボル使用規程

### (適用範囲)

**第1条** 本規程は、JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065) の認定の対象となっている**抗菌防臭加工繊維製品**に関して当協議会が認証を授与した法人（以下、被認証者という。）が使用する**J A B 認定シンボル**の使用方法について定める。

### (参考文書等)

**第2条** 本規程は、次に掲げる(1)の文書に準拠し、(2)及び(3)の文書を参考文書として使用している。これらの文書は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、J A Bという。）が発行するもので、同協会のウェブサイトから入手する。

- (1) JAB N410「認定シンボル使用規則」
- (2) JAB PD200「製品認証機関の認定の手順」
- (3) JAB SG200「認定に関する異議申立て及び苦情対応規定」

### (定義)

**第3条** 本規程で使用する用語を JAB N410 に準じて、次のように定義する。

#### (1) J A B のロゴ

J A B の登録商標であり、単独での使用が J A B に限られるロゴ（図形と文字の組合せ）をいう。

#### (2) J A B 認定シンボル

J A B から認定された機関（例えば、当協議会）がその認定の地位を示すために J A B によって交付されるシンボルをいう。J A B 認定シンボルは、J A B のロゴ、認定プログラム略号及び認定番号から構成される。（第7条の図1参照）

#### (3) 清刷

特に断りのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度(Pixel/inch)で作成された電子的画像データをいう。

本規程で清刷という場合、特に断りのない限り、当協議会が作成した複製並びに被認証者が印刷物等を作製するために作成した複製を含める。

### (J A B 認定シンボルの使用者の条件)

**第4条** J A B 認定シンボルを使用する被認証者は、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工マークの認証番号を一個以上保持していること。
- (2) サーベイランスを受けた場合、認証要求事項を全て満たしていること。

- (3) 認証の一時停止の処置を受けていないこと。

#### ( J A B 認定シンボルの使用者の義務)

第5条 J A B 認定シンボルを使用する被認証者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 管理者を定めて J A B 認定シンボルを管理すること。
- (2) 当協議会に J A B 認定シンボルの使用を申請し、許可を受けること。
- (3) JEC429「 J A B 認定シンボルの使用に関する覚書」を締結すること。(注 1)
- (4) J A B 認定シンボルの清刷及び印刷物を管理し、管理状況を当協議会に報告すること。
- (5) 前条の各号を満たし、本規程を遵守すること。
- (6) 当協議会から製品認証の一時停止又は取消しを受けた場合、該当する認証番号について、抗菌防臭加工マークとともに J A B 認定シンボルの全ての使用を中止すること。(注 2、3)

(注 1) J A B 認定シンボルの使用の申請は、被認証者の任意とする。

(注 2) J A B 認定シンボルの全ての使用とは、これを表示した説明書、宣伝用資料及び製品等を他に提供すること並びにウェブサイトへの表示等をいう。認証が一時停止になった場合、被認証者は、 J A B 認定シンボルを表示したタグ等を取付けるか又は J A B 認定シンボルを表示した包装物に封入して既に顧客に出荷した製品について、製品に瑕疵のない限り、製品、タグ等及び包装物を回収する必要はないが、新たに当該タグ等及び包装物を使用して製品を出荷することができない。タグ等の取付け及び包装を下請負業者に行わせている場合、この下請負業者を被認証者と同等と見なす。

(注 3) J A B 認定シンボルの使用に関わる当協議会の決定に関して不満又は疑問がある場合には、当協議会及び J A B に苦情等を表明することができる。

#### ( J A B 認定シンボルの使用者の権利)

第6条 第 4 条及び第 5 条を満たす被認証者は、認証された期間及び範囲で、 J A B 認定シンボルを以下のように使用することができる。

- (1) 抗菌防臭加工マークと併記する形で、 J A B 認定シンボルを認証された製品に関する説明書及び宣伝用資料等の印刷物並びにウェブサイト等に使用することができる。
- (2) 抗菌防臭加工マークと併記する形で、 J A B 認定シンボルを認証された製品に表示して販売すること (タグ、シール、帯等を製品に取付けること、包装物に印刷すること) ができる。

#### ( J A B 認定シンボルの表示方法)

第7条 J A B 認定シンボルは、図 1 に示す通り、 J A B のロゴ、認定プログラム略号 (製品認証機関の場合は「 P r o d u c t」) 及び認定番号から構成される。認定番号は、「 P O 0 5 0」とする。 J A B 認定シンボルは、 S E K マークの右側に並べて表示し、原則として両方一緒に四角で囲む。

図1 JAB認定シンボル

「ロゴ+認定プログラム略号+認定番号」  
で構成される。

認定番号は、「P0050」とし、図の  
「Product」と類似のフォントを  
使用して左右の中央に配置する。



図2 JAB認定シンボルの表示方法(A)

(製品に表示する場合)

JAB認定シンボルを製品に  
表示する場合、単独で使用  
してはならない。

抗菌防臭加工マークの右側に  
並べて表示し、原則として両方  
一緒に四角で囲む。

JABのロゴ(図形の部分)  
の大きさは、  
SEKマーク(図形の部分)  
の二分の一以上同等以下と  
する。



図3 JAB認定シンボルの表示方法(B)

(製品以外に表示する場合)

JAB認定シンボルを説明書等  
に表示する場合も、単独で使用  
せず、抗菌防臭加工マークと  
並べて表示する。

抗菌防臭加工マークは、  
「抗菌防臭加工」以外の付記用語  
を省略できるが、

JAB認定シンボルは、  
文字の部分を切り離して使用する  
ことはできない。

JAB認定シンボルは、  
文字が判読できる範囲で縮小  
することができる。



- 2 J A B 認定シンボルの色については、上部の図形の背景は青色（印刷物上は DIC-579（CMYK:C90 M62 Y21 K0、RGB:R0 G98 B157））を用いることを原則とする。なお、青色に代えて黒色、灰色、金色又は銀色を使用することも可能とする。また、内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下に「J A B」の文字、認定プログラム略及び認定番号の色は黒色とする。また、J A B 認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合は、J A B 認定シンボルの全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。なお、J A B 認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。
- 3 J A B 認定シンボルの表示は、J A B によって J A B 認定シンボルの各要素が明瞭に読み取れると判断されるものでなければならない。J A B 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。
- 4 J A B 認定シンボルは、抗菌防臭加工マークと並べて組合せで使用しなければならない。抗菌防臭加工マークを使用せず J A B 認定シンボルのみを単独で使用しているとの誤解を生じさせるような方法で使用してはならない。
- 5 J A B 認定シンボルを被認証者のマーク等とともに使用する場合、当該マーク等は J A B 認定シンボルとは明らかに関係が無いと識別できるものでなければならない。また、J A B 認定シンボルの意味ができるだけ明確になっていなければならない。J A B のロゴの図形部分の大きさは、第 3 項の規定による他、抗菌防臭加工マークの図形部分の高さの二分の一以上同等以下とする。

#### （J A B 認定シンボルの管理）

第8条 被認証者が J A B 認定シンボルを使用する場合、当協議会が電子媒体で清刷を提供する。（当協議会は、印刷した清刷を提供しない。）

- 2 被認証者が J A B 認定シンボルを説明書、宣伝用資料、下札、シール、帯及び包装袋等の印刷物並びにウェブサイト等の作成を下請負業者に行わせる場合、当協議会から提供された清刷を当該下請負業者に提供し、本規程の該当する項を遵守させた上で、当該清刷を使用させなければならない。また、被認証者は、第 6 条以外の目的で他者に清刷を提供してはならない。
- 3 被認証者は、J A B 認定シンボルを次の物品に使用してはならない。被認証者は、該当する場合、下請負業者に同様の要求をしなければならない。
  - a) 製品の輸送容器
  - b) 車両、建物（事務所、工場、倉庫等）の外側、旗
  - c) 製品の試験報告書、校正報告書、試験／校正証明書
  - d) 封筒、レターヘッド、名刺等製品の販売に直接関係のないもの
- 4 被認証者は、当協議会が提供した清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行わなければならない。被認証者は、該当する場合、下請負業者に同様の要求をしなければならない。
- 5 被認証者は、清刷を提供した下請負業者の一覧を備え、当協議会が要求した場合に提示しなければならない。

（注）製品の販売先を本規定の下請負業者のように扱う場合には、当該販売先を下請負業者と見なす。

(J A B 認定シンボルの表示、使用及び管理等の調査)

第9条 当協議会は、サーベイランスのとき、J A B から要求があったとき、又は当協議会が必要と判断したときには、被認証者（及び必要な場合、下請負業者を含む。）に対し、J A B 認定シンボルの使用及び管理等について調査を行う権利を有する。

- 2 当協議会は、被認証者に J A B 認定シンボルを使用した印刷物の作成、使用（支給を含む。）及び在庫の一覧表を備え、毎年その実績を当協議会に報告させる。
- 3 当協議会が必要と判断したときには、被認証者に印刷物の提供を要求する。

(認定範囲縮小時の処置)

第10条 被認証者は、認定範囲が縮小された場合、その縮小された認定範囲に対して直ちに J A B 認定シンボルの使用を中止しなければならない。

(違反に対する処置)

第11条 被認証者が本規程に違反した場合、当協議会は、是正処置、J A B 認定シンボルの使用禁止、認証の一時停止又は取消し、認証書の返却、違反の公表及び／又は法的処置等の処置を取る。

(機関認定及び製品認証の一時停止、取消し及び取消し後の処置)

第12条 機関認定及び製品認証の一時停止、取消し及び取消し後の J A B 認定シンボルの使用に関する処置は、次の通りとする。

(1) 機関認定及び製品認証の一時停止時における J A B 認定シンボルの使用制限

当協議会が J A B から認定の一時停止を受けた場合、被認証者は、その製品に瑕疵がない限り、抗菌防臭加工マークと併記する形で J A B 認定シンボルを使用することができる。但し、認定の一時停止期間中、当協議会は J A B 認定シンボルの使用に関わる新規審査及び拡大審査を行わない。

また、製品認証を一時停止された被認証者は、認証の一時停止期間中、J A B 認定シンボルを使用した認証書を返却し、清刷及び印刷物の使用並びにウェブサイト等への表示をすべて中止しなければならない。

(2) 機関認定及び製品認証の取消し時における J A B 認定シンボルの使用禁止及び廃棄

当協議会が認定を取消された場合、J A B 認定シンボルの清刷を提供した被認証者に対して、J A B 認定シンボルの使用を禁止する。被認証者は、当協議会の認定取消しの通知を受けた後直ちに、J A B 認定シンボルを使用した認証書を返却し、清刷及び印刷物の使用並びにウェブサイト等への表示をすべて中止し、清刷及び印刷物を廃棄しなければならない。

また、認証を取消された被認証者は、認定取消しの通知を受けた後直ちに、J A B 認定シンボルを使用した認証書を返却し、清刷及び印刷物の使用並びにウェブサイト等への表示をすべて中止し、清刷及び印刷物を廃棄しなければならない。

なお、被認証者が自ら認証の許諾を取下げの場合、認証の取消しと同様とする。

(3) 機関認定及び製品認証の一時停止又は取消し時の下請負業者に対する処置

被認証者が J A B 認定シンボルの印刷物又はウェブサイト等を作成している下請負

業者に清刷を提供している場合、被認証者は、前 2 項の規定に準じて、当該下請負業者に対し、速やかに当該清刷の使用中止又は復帰し得ない形での完全な廃棄をさせなければならない。

また、下請負業者が J A B 認定シンボルの印刷物を保有している場合、被認証者は当該下請負業者に対し、当該印刷物を出荷停止させるか又は返却させて自ら管理又は廃棄しなければならない。

(4) 本条の義務は、機関認定及び製品認証の取消し後も存続する。

#### (制定及び改訂)

**第13条** 本規程の制定及び改訂は、マネジメントシステム管理者が行い、製品認証部長が承認する。

#### [改訂記録]

<2012年4月1日>

- ・「制定・改訂者」及び「承認者」を記載。
- ・財団法人日本適合性認定協会→公益財団法人日本適合性認定協会
- ・認証許諾者→被認証者
- ・マークの付記用語の修正

<2012年7月1日>

- ・ J A B 文書番号を修正 (第 2 条)

<2014年4月1日>

- ・ ISO/IEC ガイド 65 の ISO/IEC 17065 への改正に関する記載 (第 1 条)
- ・ J A B 認定シンボルの表示方法の明確化 (第 7 条)
- ・ 不明瞭な個所の修正 (全体)

<2015年4月1日>

- ・ ISO/IEC ガイド 65 を JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065) に修正 (第 1 条)
- ・ S E K マークを文字入りのものに変更 (第 7 条)
- ・ J A B 認定シンボルを ISO/IEC 17065 と記載されたものに変更 (第 7 条)

<2016年10月1日>

- ・ 文書のレビューの記録欄を追加 (標題の上)

<2017年10月1日>

- ・ 品質システム管理者→システム管理者 (表紙)
- ・ 品質システム管理者→マネジメントシステム管理者 (第 13 条)

<2019年4月1日>

- ・ 年号表記の西暦への変更 (全般)

<2020年4月1日>

- ・ 商標登録番号の削除、(第 7 条の図 1 参照) の削除、マーク→ロゴ (第 3 条)
- ・ シンボルマーク→シンボル、図 2→図 1 (第 3 条)
- ・ 「 J A B 認定シンボルには、・・・がある。」の削除 (第 3 条)
- ・ 「但し、認定プログラム略号は省略してもよい。」の削除、図 2→図 1 (第 7 条)
- ・ 「2 J A B 認定シンボルを・・・使用する。」及び注意書きの削除 (第 7 条)

- ・説明文及び図の削除（第7条 図1 J A Bのロゴ）
- ・認定シンボルの変更（第7条 図2）
- ・「認定プログラム略号は省略してもよい。」の削除（第7条 図2 J A B認定シンボル）
- ・「(図3も同様)」の削除（第7条 図2 J A B認定シンボル）
- ・説明文及び図の削除（第7条 図3 J A B認定シンボルの表示方法（A））
- ・説明文及び図の削除（第7条 図4 日本語表記のJ A B認定シンボル）
- ・図5 J A B認定シンボルの表示方法（B）→図2 J A B認定シンボルの表示方法（A）
- ・図5の変更
- ・図6 J A B認定シンボルの表示方法（C）→図2 J A B認定シンボルの表示方法（B）
- ・図6の変更
- ・J A B認定シンボルの色の説明文の修正、補足（第7条3項）
- ・大きさ→表示、文字→各要素（第7条4項）